中国改正法(意匠)の最新情報



中国改正法(意匠)の最新情報

2021年6月から施行された中国改正法について、「専利審査指南修正草案」が発表されました

意匠に関しても、より詳細な取り決めが規定され、 これに基づき、今後審査が行われます

※6月以降に出願された案件の審査開始は、本審査指南決定後となります

今回は、規定の<u>方向性</u>をご紹介します (確定されれば、追ってお知らせします)

- ◆部分意匠の出願方法
- 図面、写真での出願が可能
- 「製品の名称」は、製品全体の名称とする
- ・図面の場合、実線と破線で描き分ける(場合によって、一点鎖線を使う) 写真の場合、部分意匠の範囲を網掛けする ※実線/破線/一点鎖線/網掛けの説明が必要

(恐らく) 創作の単位でない範囲を部分意匠とすることはできない 組物の部分意匠も認められない

- ◆分離した範囲の部分意匠
- ・機能的/デザイン的な視覚的効果があれば、1つの部分意匠として認められる
- ※例:メガネの左右のつる

1つの部分意匠として認められなかった場合、恐らく分割/補正可能

◆全体意匠と部分意匠とを一出願できるかは不明

◆部分意匠の補正

・出願後、初歩審査において新規性を否定された場合、破線であらわされた 引例との差異点を実線に変更する補正はおそらく不可能

※中国の初歩審査について

・以前は「無審査」と言われていたこともあるが、初歩審査において登録要件(新規性等)が審査される

実際に引例付きの拒絶理由(新規性)あり

◆類否判断 物品(製品)の類否・・・・製品全体の用途と、部分意匠の箇所 の用途を総合的に判断

位置等の評価・・・・製品に対する部分の位置や比率が、ありふれた変更であるか等を判断

5

優先権主張

◆基礎出願との関係

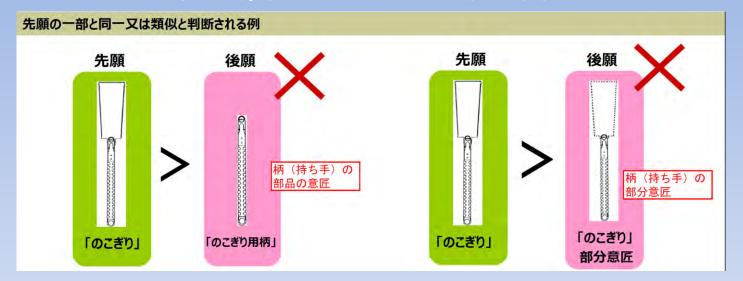
※基礎出願:2021年6月1日以降

日本出願(基礎出願)		中国出願	可否
全体意匠	\rightarrow	全体意匠	0
	→	部分意匠 部品意匠	▲:審査指南の記載では不明確
部分意匠	\rightarrow	同じ範囲の 部分意匠	0
	→	異なる範囲の 部分意匠 部品意匠	▲:審査指南の記載では不明確
	\rightarrow	全体意匠	▲:審査指南の記載では不明確

SUN •GROUP

6

先願意匠との関係



特許庁「意匠の審査基準及び審査の運用~令和元年意匠法改正対応~」を一部抜粋、改訂

日本では、先願意匠の一部と同一/類似の意匠は、同一出願人を除き、登録を受けることができない

※中国においては、先願意匠との関係を審査しないため、登録になるが、無効理由となる(同一出願人は除外されない)

審查遅延制度

遅延期間設定の柔軟化

以前は、1,2,3年を出願時に選択し、以降の変更は認められなかった

改訂後は、月単位で申請可能で(最大36月)、途中で撤回が 可能となり、撤回後は、順番に審査される

※遅延中に他社が同一/類似の意匠を出願した場合、登録になる可能性あり→無効理由あり

ご清聴ありがとうございました!

ご質問・ご相談がございましたら 下記へご連絡いただくか、アンケートにご記入下さい

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

弁理士 石井 隆明

TEL 06-6271-7908

メール t.ishii@sun-group.co.jp

9

今後の配信(予定)

- ・ 中国改正法(意匠)の最新情報
- ・ 外国意匠制度(米国・欧州・東南アジア)
- 日本意匠の最新動向

◆ご意見・ご要望は、コメント欄、メール、 アンケートへお寄せください。